

## 街頭防犯カメラ補助事業の見直しについて

### 1 経緯

区では、平成15年度から港区安全安心まちづくり補助金交付要綱（平成15年4月1日15港区地第27号。以下「要綱」といいます。）に基づき、地域団体が街頭防犯カメラ（以下「防犯カメラ」といいます。）を設置し、及び運用するための費用を補助しています。

区内における防犯カメラの落下事案を受け、地域団体が区の補助事業を利用して設置した679台の防犯カメラについて、昨年度の保守点検等の実施状況を調査した結果、点検費用が高額である等の理由から202台の保守点検が行われておらず、また、防犯カメラの更新費用が大きな負担になっているとの声もありました。

そこで、防犯カメラを設置している地域団体（以下「設置団体」といいます。）が安全に防犯カメラを管理運用できるとともに、防犯カメラの設置の更なる促進を図るため、防犯カメラの補助事業を全面的に見直します。

### 2 防犯カメラに係る費用の実情

防犯カメラの保守点検や修繕には、複数の作業員による高所作業や高所作業車の使用が必要になり、費用が極めて高額になる場合があります。

また、設置台数が多い設置団体には、更新費用が大きな負担になっています。

### 3 見直し方針

現行の防犯カメラ補助費の区分（防犯カメラ整備費及び防犯カメラ維持管理費）について、東京都の補助事業の区分（防犯カメラ整備費、防犯カメラ運用経費及び防犯カメラ維持管理経費（保守点検費及び修繕費））を踏まえ、東京都の補助事業との整合を図りつつ、補助率及び補助限度額を引き上げます。

保守点検に係る費用については、港区防犯カメラ整備補助基準（平成15年4月1日15港区地第28号。以下「補助基準」といいます。）に保守点検の基準を追加した上で、前年度に事業計画書（費用の見積り又は保守点検契約書の写し）の提出を求めます。

### 4 防犯カメラ補助費の各区分の見直し（全体像は別紙のとおり）

#### （1）防犯カメラ整備費の補助率等の引き上げ

防犯カメラ整備費（新設・更新）に対する区の補助率及び補助限度額を次のとおり引き上げます。

ア 補助率：総額の6分の5 → 総額の20分の19

イ 補助限度額：1,700万円 → 1,900万円

防犯カメラの設置は、区民や地域団体が連携して主体的に取り組む重要な防犯対策であることから、地域団体の主体性を尊重するとともに、より一層地域団体が利用しやすい事業となるよう補助率を引き上げ、負担軽減を図るものです。

## (2) 防犯カメラ維持管理費の再編

現行の防犯カメラ維持管理費について、対象とする経費を防犯カメラの運用に係る経費（電気料金、電柱使用料等）とし、補助費の区分の名称を「防犯カメラ運用経費」に変更します。

なお、現行の防犯カメラ維持管理費のうち、保守点検費及び修繕費については、以下（3）の「防犯カメラ維持管理経費」の区分を新設し、設置団体に対する補助限度額を増額させます。

## (3) 防犯カメラ維持管理経費の新設

「防犯カメラ維持管理経費」を新設し、保守点検費及び修繕費を補助します。

### ア 保守点検費

防犯カメラの保守点検に係る費用の総額とし、1 設置団体当たり 200 万円を上限とします。

補助に当たっては、前年度の 7 月末日までに港区安全安心まちづくり補助金事業計画書の提出を求め、設置団体に保守点検を確実に実施していただきます。

### イ 修繕費

防犯カメラが故障した場合の修繕に係る費用の総額とし、1 台当たり 20 万円を上限とします。

## (4) 見直し内容の適用日

上記（1）から（3）までの見直し内容は、令和 5 年 4 月 1 日に遡って適用することとします。

## 5 補助基準の改正

地域団体について、防犯カメラの落下等の事故を防止するため、年 1 回以上、防犯カメラの保守点検を実施することを補助基準に追加します。

## 6 経費

20,656,802 円（見直しに伴う増加分）

（内訳）

防犯カメラ整備費	5,208,760 円	（令和 5 年度当初予算	30,799,000 円）
防犯カメラ運用経費	779,981 円	（令和 5 年度当初予算	9,585,019 円）
防犯カメラ維持管理経費	14,668,061 円	（新設）	

## 7 今後のスケジュール（予定）

令和 5 年 9 月	令和 5 年第 3 回港区議会定例会（補正予算案提出）
10 月上旬	地域団体及び設置団体への周知 要綱及び補助基準の改正及び施行

現行

防犯カメラ整備費	
補助率	防犯カメラ整備費の総額の6分の5
補助限度額	1地域団体当たり1,700万円。 防犯カメラ1台当たり、60万円を上限とする。

見直し後

防犯カメラ整備費	
補助率	防犯カメラ整備費の総額の20分の19
補助限度額	1地域団体当たり1,900万円。 防犯カメラ1台当たり、60万円を上限とする。

参考 東京都の補助事業

防犯カメラ整備費	
補助率	町会：補助対象経費の2分の1 商店街：補助対象経費の3分の1※1
補助限度額	町会：1地域当たり300万円 (連携事業※2は450万円) 商店街：1事業当たり300万円

※1 防犯カメラ1台当たり、60万円を上限とする。  
※2 隣接する町会、町会と商店街等が連携して行う事業。

防犯カメラ維持管理費	
補助率	防犯カメラ維持管理費（保守点検・修繕・電気の供給等）の総額
補助限度額	防犯カメラ1台当たり、15,000円を上限とする。

防犯カメラ運用経費	
補助率	防犯カメラ運用経費（電気料金、電柱使用料等）の総額
補助限度額	変更なし（15,000円/台）

防犯カメラ運用経費	
補助率	町会：補助対象経費の2分の1 商店街：補助対象経費の3分の1
補助対象経費限度額	電気料金：1台当たり4,000円 電柱等使用料：1台当たり3,000円

保守点検・修繕

防犯カメラ維持管理経費	
補助率	ア 保守点検費 防犯カメラの保守点検に係る費用の総額
補助限度額	1設置団体当たり、200万円を上限とする。
補助率	イ 修繕費 防犯カメラの修繕に係る費用の総額
補助限度額	防犯カメラ1台当たり、20万円を上限とする。

防犯カメラ維持管理経費	
補助率	町会：補助対象経費の2分の1 商店街：補助対象経費の3分の1
補助対象経費限度額	保守点検費：1台当たり10,000円 修繕費：1台当たり20万円

※ 保守点検費は、前年度7月末までに港区安全安心まちづくり補助金事業計画書の提出を求める。